

### 児童手当・新宿区児童手当・児童育成手当の現況届の提出を

今年度から、児童手当・新宿区児童手当はインターネットの電子申請が利用できます

【対象】児童手当・新宿区児童手当・児童育成手当を受給している方(対象の方には用紙を郵送しました。届いていない方はお問い合わせください)

【提出方法】用紙に記入し、必要書類を添えて6月29日(金)までに提出してください。提出は郵送、窓口(子ども家庭課または特別出張所)、インターネットの電子申請(児童手当・新宿区児童手当のみ)をご利用ください。電子申請は新宿区ホームページからリンクしています。提出期限を過ぎると、10月期の支払いが遅れる場合があります。

【各手当の所得制限限度額】右表のとおり。この限度額は19年6月分の手当から適用し、18年中の所得が限度額を超えた場合は手当を受けられません。

【問合せ】子ども家庭課育成係(本庁舎2階) ☎(5273) 4546へ。

児童手当等の所得制限限度額

扶養親族等の数	児童手当・新宿区児童手当		児童育成手当
	国民年金加入者または年金未加入者	厚生年金または共済年金加入者	
0人	460万円	532万円	360万4千円
1人	498万円	570万円	398万4千円
2人	536万円	608万円	436万4千円
3人	574万円	646万円	474万4千円
4人	612万円	684万円	512万4千円
5人	650万円	722万円	550万4千円

※1人増えることに38万円を加算。  
※社会保険料相当分として、全員の方が一律8万円を所得額から控除できます。そのほかにも医療費控除等、所得から控除できるものがあります。

### 幼稚園の保育料等の減免・補助

各幼稚園から保護者の方に「お知らせ」と申請書を配布します。対象となる方は、申請してください。

【対象】区内在住で幼稚園に通園する満3歳~5歳児がいる世帯(区外の私立幼稚園に通園している方を含む)

※所得制限等あり。詳しくは「お知らせ」をご覧ください。

【内容】▶区立幼稚園…保育料等の減免、▶私立幼稚園…就園奨励費補助金・保育料補助金・入園料補助金(補助金額は「お知らせ」をご覧ください)

※私立の幼稚園類似の幼児施設・認定こども園は、就園奨励

費補助金の対象になりません。

【申請書の配布・申込み】

▶区立幼稚園…6月15日(金)以降に「お知らせ」と申請書を各幼稚園から配布します。7月3日(火)までに申請書等を各幼稚園に提出してください。

▶私立幼稚園…6月18日(月)以降に「お知らせ」と申請書を各幼稚園から配布します。6月26日(火)~7月6日(金)に、申請書等を学校運営課幼稚園係(第1分庁舎4階)か特別出張所に提出してください。

【問合せ】学校運営課幼稚園係(第1分庁舎4階) ☎(5273) 3103へ。

## 平成18年度情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況

区では、情報公開および個人情報保護の両制度により、区政への区民参加の推進とプライバシー保護の適正化に努めています。今回は、両制度について、実施機関である区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員および区議会の18年度(18年4月1日~19年3月31日)の運用状況の概要をお知らせします。詳しい運用状況は、区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページからもご覧いただけます。

【問合せ】区政情報課情報公開担当(本庁舎3階) ☎(5273) 4064へ。

#### 情報公開制度とは

皆さんが知りたいと思う区政情報(公文書)をいつでも公開請求できる制度です。

請求に対する決定に不服があれば不服申し立てをすることができ、その救済機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。

18年度の実施機関別の公開請求の状況は表1のとおりです。

▼請求できる方：①区内在住の方、②区内に事務所・事業所がある方(法人等の団体を含む)、③区内に勤務の方、④区の事務事業に直接の利害関係がある方(法人等の団体を含む)

▼請求できる情報：実施機関の職員が職務上作成、または取得した文書・図画および電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有するもの

▼請求方法：所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

個人情報保護制度とは

区民の皆さんのプライバシーを守るため、区が保有する個人情報の適正な管理と利用のルールを定めるとともに、皆さんが自分の個人

情報についての開示・訂正等を請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、情報公開制度と同様に不服申し立てをすることができます。

個人情報を取り扱う業務については、業務の目的やどのような個人情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録します。また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人情報データベースを構築し、これらの登録簿は、業務ごとに各担当課で保管して、どなたでも閲覧できます。

18年度末現在の個人情報業務登録および個人情報ファイル登録の状況と、個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には利用停止請求ができます。

▼目的外利用、外部提供および電子計算機結合の状況

ある業務のために区が収集した個人情報、その業務の目的の範囲内でしか利用できません。業務の目的を超えて利用(目的外利用)できるのは、本人の同意を得たとき、区民の皆さんの福祉の向上を図るため適正に業務を行うとき、法令に定めがあるときなど一定の場合に限られます。

区に保有する個人情報について、本人は開示請求ができます。また、自己の個人情報に誤りがある場合は訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には利用停止請求ができます。

18年度の実施機関別の開示請求等の状況は表4~6のとおりです。

▼請求できる方：区が保有している個人情報の本人であればどなたでも請求できます。

▼請求方法：所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

区に保有する個人情報について、本人は開示請求ができます。また、自己の個人情報に誤りがある場合は訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には利用停止請求ができます。

表2 個人情報業務登録、個人情報ファイル登録、個人情報に係る業務委託(19年3月31日現在)

実施機関	個人情報業務	個人情報ファイル	個人情報に係る業務委託
区長	1,334件	398件	220件
教育委員会	687件	37件	17件
選挙管理委員会	12件	5件	1件
監査委員	2件	1件	1件
区議会	23件	3件	9件
合計	2,058件	444件	248件



表4 自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求件数	開示の可否決定件数				
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否
区長	65件	35件	17件	0件	13件	0件
区議会	5件	0件	4件	0件	1件	0件
合計	70件	35件	21件	0件	14件	0件

※区議会の決定件数には、1件の請求について分割して決定(部分開示と不存在)したものをそれぞれ計上しています。  
※区議会の請求件数には、18年度未決定分を1件含みます。

表6 自己情報の利用停止請求の状況

実施機関	請求件数	利用停止の可否決定件数				
		全部停止	部分停止	非停止	不存在	存否応答拒否
教育委員会	3件	0件	0件	0件	3件	0件
区議会	1件	0件	0件	0件	0件	1件
合計	4件	0件	0件	0件	3件	1件

※区議会の却下等は、請求内容が不明なことにあります。  
※すべて17年度請求・18年度決定分です。

表1 公開請求の状況

実施機関	請求・申出件数(公開申出件数)	公開の可否決定件数				
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否
区長	114(58)件	29件	73件	0件	11件	1件
教育委員会	7(1)件	4件	2件	0件	0件	0件
監査委員	6(2)件	4件	2件	0件	0件	0件
区議会	24(6)件	5件	12件	0件	0件	6件
合計	151(67)件	42件	89件	0件	11件	7件

※却下等のうち区長部局の1件は他の法令等に基づく閲覧対象文書に対するもので、区議会6件は、請求内容が不明なもの。 ※教育委員会と区議会は、18年度未決定分を1件ずつ含むため、請求件数と決定件数の合計は一致しません。

※区長部局の決定件数には1件の請求を分割して決定(公開と不存在)したものをそれぞれ計上したため、請求件数と決定件数の合計は一致しません。 ※区長部局には、17年度請求・同年度決定分を1件含みます。区議会には、17年度請求・18年度決定分を2件含みます。

表3 目的外利用・外部提供および電子計算機結合の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	電子計算機結合
区長	6件	18件	3件
教育委員会	0件	5件	2件
合計	6件	23件	5件

※目的外利用は、保有する課が属する実施機関に集計しています。

表5 自己情報の訂正請求の状況

実施機関	請求件数	訂正の可否決定件数				
		全部訂正	部分訂正	非訂正	不存在	存否応答拒否
教育委員会	1件	0件	0件	0件	1件	0件
合計	1件	0件	0件	0件	1件	0件

※17年度請求・18年度決定分です。

★各表とも実績のない実施機関は、掲載を省略しています。